



愛媛県報

平成17年 1月21日金曜日 第1626号

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（伊方町）.....57
 字の区域の変更（ " ）.....57
 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び一部事務組合の規約の変更の許可（3件）.....57
 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可（2件）.....58
 救急病院の撤回.....58
 指定知的障害者更生施設等の指定の辞退.....59
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....59
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....60
 愛媛県農業協同組合合併奨励金交付要綱の廃止.....60
 新たな土地改良事業の施行の認可.....60
 土地改良区の解散（3件）.....60
 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....60
 保安林予定森林.....61
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....61
 河川整備計画の策定.....61
 廃川敷地等の発生（2件）.....61
 公有水面埋立工事のしゅん功認可（3件）.....62
 道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....64
 道路の区域変更（一般国道437号）.....64
 道路の区域変更（一般国道380号）.....64
 道路の供用開始（ " ）.....64
 道路の区域変更（一般国道494号）.....65
 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可.....65
 開発行為に関する工事の完了.....65
 道路の位置の指定.....65
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....65

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....66
 農業振興地域の指定の全部改正（2件）.....66

公安委員会規則

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....67

告 示

○愛媛県告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、伊方町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は伊方町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
伊方町二見字田ノ浦甲1252の2、甲1252の6、甲2815の1、甲2817、甲2818、甲2839、甲2846、甲2847、甲2849、甲2850の1、甲2859の1、甲2874の3及び甲2897の地先	7,048.13

○愛媛県告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊方町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
二見字田ノ浦	伊方町二見字田ノ浦	甲1252の2、甲1252の6、甲2815の1、甲2817、甲2818、甲2839、甲2846、甲2847、甲2849、甲2850の1、甲2859の1、甲2874の3及び甲2897の地先公有水面埋立地	7,048.13

○愛媛県告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

市町村合併に伴い、東予市、小松町、丹原町、周桑事務組合、道前福祉衛生事務組合、周桑病院企業団及び東予市・丹原町公共下水道事務組合を愛媛県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

組合を組織する地方公共団体から東予市、周桑事務組合、道前福祉衛生事務組合、周桑病院企業団及び東予市・丹原町公共下水道事務組合を削るなどの変更を行う。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成16年10月31日

(2) 規約の変更年月日

平成16年11月1日

3 増減等の許可年月日

平成16年10月29日

○愛媛県告示第 108 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

市町村合併に伴い、小松町及び丹原町を組合から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

組合を組織する地方公共団体から小松町及び丹原町を削るなどの変更を行う。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成16年10月31日

(2) 規約の変更年月日

平成16年11月 1日

3 増減等の許可年月日

平成16年10月29日

○愛媛県告示第 109 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 増減等の内容

(1) 増減内容

市町村合併に伴い、小松町及び丹原町を組合から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

小松町及び丹原町を組合から脱退させることに伴い、組合の議員の定数を減少させるなどの変更を行う。

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成16年10月31日

(2) 規約の変更年月日

平成16年11月 1日

3 増減等の許可年月日

平成16年10月29日

○愛媛県告示第 110 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第 6 号）第 9 条の 2 第 1 項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体のうち、東予市、小松町及び丹原町が西条市と合併し西条市となること並びにこれにより周桑事務組合が解散することに伴い、平成16年11月 1日から組合を西条市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち、東予市を西条市に改め、周桑事務組合を削るなどの変更を行う。

2 減少等の年月日

平成16年11月 1日

3 減少等の許可年月日

平成16年10月29日

○愛媛県告示第 111 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第 6 号）第 9 条の 2 第 1 項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286 条第 1 項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、東予市、小松町及び丹原町が西条市と合併し西条市となることに伴い、平成16年11月 1日から組合を西条市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち、東予市、小松町及び丹原町を西条市に改めるなどの変更を行う。

2 減少等の年月日

平成16年11月 1日

3 減少等の許可年月日

平成16年10月29日

○愛媛県告示第 112 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による救急病院でなくなった。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
医療法人社団大寿会大野病院	松山市天山一丁目12番 5 号	医療法人社団大寿会

○愛媛県告示第 113 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の29の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設の指定の辞退があった。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定知的障害者更生施設等の設置者			サービスの種類	指定知的障害者更生施設等		届 年 月 日 出
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200015317	社会福祉法人風早借楽園	北条市下難波字尾ノ峰乙145番地34	渡 部 宗 一	知的障害者入所更生施設	北条育成園	北条市下難波字尾ノ峰乙145番地	平成16年 12月13日
38000200016331	社会福祉法人風早借楽園	北条市下難波字尾ノ峰乙145番地34	渡 部 宗 一	知的障害者通所更生施設	北条あかつきの郷	北条市下難波字尾ノ峰乙145番地13	平成16年 12月13日

○愛媛県告示第 114 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働政課並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ディックミニ宮内店・スーパー田中
伊予郡砥部町宮内1031番地1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
・ダイキ株式会社
松山市美沢1丁目9番1号
代表取締役 山下雄輔
・有限会社田中青果
伊予郡砥部町千足238番地
代表取締役 田中潤
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
・ダイキ株式会社
松山市美沢1丁目9番1号
代表取締役 山下雄輔
・有限会社田中青果
伊予郡砥部町千足238番地
代表取締役 田中潤
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年8月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,547平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
67台
イ 駐輪場の収容台数
60台
ウ 荷さばき施設の面積

123.14平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

26.56立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・ダイキ株式会社 開店時刻 午前8時30分
閉店時刻 午後8時
- ・有限会社田中青果 開店時刻 午前8時30分
閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後3時まで

2 届出年月日

平成16年12月24日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働政課並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 115 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
三島ショッパーズ	四国中央市具定町字倉ノ内500番地3	駐輪場の位置	店舗南西側（1か所）、北東側（1箇所）	店舗南側（1か所）、南東側（2か所）、東側（1か所）、北東側（1箇所）	平成17年 2月1日	平成16年 12月28日
		駐車場の出入口の数及び位置	11箇所	12箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 116 号

愛媛県農業協同組合併奨励金交付要綱（昭和34年12月愛媛県告示第1080号）は、平成17年 3月31日限り廃止する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 117 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、四国中央市豊岡町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・上五良野地区）の施行を平成17年 1月12日認可した。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 118 号

波方町土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第67条第 1 項第 2 号の規定により平成17年 1月13日解散した。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 119 号

上浦町土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第67条第 1 項第 2 号の規定により平成17年 1月13日解散し

た。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 120 号

越智郡関前村土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第67条第 1 項第 2 号の規定により平成17年 1月13日解散した。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 121 号

大洲市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・梅の木地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・梅の木地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年 1月24日から 2月21日まで
- 3 縦覧場所

大洲市役所

○愛媛県告示第 122 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林予定森林の所在場所

西条市黒瀬字長尾乙 100 の 1、乙 101 の 1、乙 101 の 3、字落し乙 149、乙 154、乙 155 の 2、字龍嶽乙 156、字市木乙 726 の 1 から乙 726 の 3 まで、字西東宮乙 805、乙 806 の 1、乙 807 から乙 809 まで、乙 812 の 2、早川字中屋西床東2254の 1、字中屋場床ノ東2254の 3、字店邸2256の 1、字ヲウ子2446の 4、字上中家ノ東2451の 1、字中安場2456の 3、大保木字土居四号 1、字榎原辛67、中奥字コウソヲ乙 154、字イノ内乙 156 の 2、乙 162、乙 177、中野字向坂丙42、字星ヶ谷丙43の 2 から丙43の 4 まで、字吉ヶ谷丙 108 の 1、丙 108 の 2、字杖谷丙 115、字大平ラ丙 119、丙 120 の 1、丙 121 の 1、津越字谷ノ西7203の 4、保野字所後谷7222の 2、7223、字所後7224の 1、7225の 1、字仏ヤ峠7226の 1、字仏ヤ尾7227の 1、7228、字犬ノ墓7229の 1、7229の 2、字向ヒ7655の16、7655の17、廿五畑7659の37、7659の38、7659の42、7659の43、7659の52から7659の58まで、7659の60から7659の69まで、7659の76、7659の77、7659の79から7659の86まで、字ヲソ谷7662の 3、西之川字老野丁 197 の 1、丁 197 の 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 123 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）

の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成17年 1月21日から 2月 3日まで

○愛媛県告示第 124 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）

の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成17年 1月21日から 2月 3日まで

○愛媛県告示第 125 号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第16条の 2 第 1 項の規定に基づき、大川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を策定した。

その関係図書を愛媛県庁及び松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 126 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 河川の名称

二級河川尻無川水系尻無川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年 1月21日

3 廃川敷地等の位置

新居浜市御蔵町 141 番 1 及び142番 6 の各地先

新居浜市御蔵町 142 番 1 地先から 144 番 2 地先まで及び

同市大永山字山根 806 番 1 地先から同市山田町 222 番34地

先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 724 .78平方メートル

○愛媛県告示第 127 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 河川の名称

二級河川契川水系契川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年 1月21日

3 廃川敷地等の位置

四国中央市妻鳥町字山南2263番 1、2263番 2 及び2263番

4 の各地先

四国中央市妻鳥町字須崎2352番 1 及び2359番 2 の各地先

の国有地の地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 103.71平方メートル

○愛媛県告示第 128 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、保内町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

保内町

西宇和郡保内町宮内 1 番耕地 260 番地

代表者 町長 二宮 通明

西宇和郡保内町喜木 3 番耕地 224 番地

2 埋立区域

(1) 位置

西宇和郡保内町川之石 9 番耕地 295 番 1 地先から同町川之石 9 番耕地 295 番 5 地先までの公有水面

(2) 区域

次の 1 点と15点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C . D . L . +3.30メートル）の陸と公有水面との接する線、15点から31点までを順次直線で結んだ線並びに31点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西宇和郡保内町川之石 9 番耕地 295 番 1 地先に設置された標柱）は、北緯33度28分05秒、東経 133 度22分50秒の地点

1 点は、基点から真北 293 度57分31秒5.13メートルの地点

2 点は、1 点から真北 266 度18分44秒7.36メートルの地点

3 点は、2 点から真北 266 度18分44秒2.39メートルの地点

4 点は、3 点から真北 339 度33分10秒3.69メートルの地点

5 点は、4 点から真北 323 度30分23秒8.22メートルの地点

6 点は、5 点から真北 308 度59分28秒7.02メートルの地点

7 点は、6 点から真北 296 度37分34秒8.39メートルの地点

8 点は、7 点から真北 297 度35分27秒 20.99 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 276 度18分27秒 11.65 メートル

の地点

10点は、9 点から真北 273 度50分55秒 11.02 メートルの地点

11点は、10点から真北 282 度51分06秒4.81メートルの地点

12点は、11点から真北 295 度06分34秒5.99メートルの地点

13点は、12点から真北 273 度10分12秒3.25メートルの地点

14点は、13点から真北 267 度00分01秒 23.12 メートルの地点

15点は、14点から真北 8 度40分33秒3.71メートルの地点

16点は、15点から真北92度35分37秒 10.97 メートルの地点

17点は、16点から真北91度58分44秒 11.18 メートルの地点

18点は、17点から真北92度15分44秒2.33メートルの地点

19点は、18点から真北94度29分55秒3.25メートルの地点

20点は、19点から真北97度07分35秒2.77メートルの地点

21点は、20点から真北99度25分36秒2.67メートルの地点

22点は、21点から真北99度19分24秒7.51メートルの地点

23点は、22点から真北99度15分08秒8.35メートルの地点

24点は、23点から真北 101 度20分08秒3.52メートルの地点

25点は、24点から真北 104 度41分20秒4.01メートルの地点

26点は、25点から真北 107 度05分38秒4.04メートルの地点

27点は、26点から真北 109 度37分03秒4.00メートルの地点

28点は、27点から真北 111 度28分03秒4.07メートルの地点

29点は、28点から真北 114 度10分28秒4.39メートルの地点

30点は、29点から真北 116 度36分04秒 14.44 メートルの地点

31点は、30点から真北51度17分57秒5.95メートルの地点

(3) 面積

394.24平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和61年 4月23日 愛媛県指令河第 132 号

4 しゅん功認可年月日

平成17年 1月21日

○愛媛県告示第 129 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、保内町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

保内町

西宇和郡保内町宮内 1 番耕地 260 番地

代表者 町長 二宮 通明

西宇和郡保内町喜木 3 番耕地 224 番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

西宇和郡保内町磯崎1450番地先の公有水面

- (2) 区域

次の1点から3点までを順次直線で結んだ線、3点と7点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.30メートル）の陸と公有水面との接する線並びに7点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西宇和郡保内町磯崎1443番2地先に設置された標柱）は、北緯33度32分42秒、東経132度24分57秒の地点

1点は、基点から真北211度58分01秒55.33メートルの地点

2点は、1点から真北163度11分50秒19.26メートルの地点

3点は、2点から真北169度23分38秒10.05メートルの地点

4点は、3点から真北255度26分12秒4.53メートルの地点

5点は、4点から真北344度17分42秒28.48メートルの地点

6点は、5点から真北69度35分41秒2.67メートルの地点

7点は、6点から真北342度09分21秒0.25メートルの地点

- (3) 面積

148.65平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和63年 1月 6日 愛媛県指令62河第 975号

- 4 しゅん功認可年月日

平成17年 1月21日

○愛媛県告示第 130 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、保内町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧するこ

とができる。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

保内町

西宇和郡保内町宮内 1 番耕地 260 番地

代表者 町長 二宮 通明

西宇和郡保内町喜木 3 番耕地 224 番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

西宇和郡保内町喜木津 2 番耕地 379 番地先から同 2 番耕地 386 番地先までの公有水面

- (2) 区域

次の1点と17点結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.30メートル）の陸と公有水面との接する線並びに17点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西宇和郡保内町喜木津 2 番耕地 379 番地先に設置された標柱）は、北緯33度31分46秒、東経132度23分11秒の地点

1点は、基点から真北178度03分35秒119.74メートルの地点

2点は、1点から真北205度13分55秒6.03メートルの地点

3点は、2点から真北205度16分40秒9.10メートルの地点

4点は、3点から真北298度35分29秒2.40メートルの地点

5点は、4点から真北300度12分59秒6.18メートルの地点

6点は、5点から真北301度20分24秒5.89メートルの地点

7点は、6点から真北301度20分24秒4.22メートルの地点

8点は、7点から真北301度20分24秒10.52メートルの地点

9点は、8点から真北311度41分49秒6.01メートルの地点

10点は、9点から真北240度18分03秒1.55メートルの地点

11点は、10点から真北320度27分09秒3.13メートルの地点

12点は、11点から真北328度44分11秒2.62メートルの地点

13点は、12点から真北334度51分03秒2.35メートルの地点

14点は、13点から真北68度25分43秒1.39メートルの地点

15点は、14点から真北337度17分40秒7.82メートルの地点

16点は、15点から真北337度17分40秒1.95メートルの地点

17点は、16点から真北338度24分11秒8.01メートルの

地点
(3) 面積
695.36平方メートル
3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成6年4月19日 愛媛県指令河第350号
4 しゅん功認可年月日
平成17年1月21日

○愛媛県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年1月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	多喜浜泉川線	新居浜市郷三丁目甲854番3から 同市郷三丁目甲570番8まで	平成17年1月21日

○愛媛県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年1月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	437号	松山市久万ノ台乙98番2から 同市久万ノ台乙100番2まで	旧	メートル 23.9～24.9	キロメートル 0.015	
			新	26.0～26.6	0.015	

○愛媛県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年1月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	380号	喜多郡内子町寺村1872番から 同町寺村1871番まで	旧	メートル 6.0～17.0	キロメートル 0.085	
			新	16.0～28.0	0.085	

○愛媛県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年1月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	380号	喜多郡内子町寺村1872番から 同町寺村1871番まで	平成17年1月21日

○愛媛県告示第 135 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	東温市河之内字ハズガ峠乙1446番 1 から 同市河之内字上ガ市乙1496番まで	旧	メートル 5 2 ~ 40 6	キロメートル 0 389	
			新	9 0 ~ 87 2	0 380	

○愛媛県告示第 136 号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を認可した。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日

- (1) 土地区画整理組合の名称
重信町田窪土地区画整理組合
- (2) 事務所の所在地
東温市見奈良 530 番地 1（東温市役所内）
- (3) 設立認可の年月日
平成13年 3月27日

2 変更の内容

(1) 事業施行期間

変 更 前	平成13年 3月27日から平成19年 3月31日まで
変 更 後	平成13年 3月27日から平成17年 3月31日まで

(2) 施行地区

変 更 前	重信町大字田窪字水木、字海稲、字外分の各一部
変 更 後	東温市田窪3000番 1 から3037番12の区域

(3) 事務所の所在地

変 更 前	重信町大字見奈良530番地 1（重信町役場内）
変 更 後	東温市見奈良530番地 1（東温市役所内）

(4) 公告の方法

変 更 前	重信町役場の掲示場に掲示して行う。
変 更 後	東温市役所の掲示場に掲示して行う。

3 変更認可の年月日

平成17年 1月21日

○愛媛県告示第 137 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局建（開）第16号 平成17年 1月 7日	東温市下林字下廣見甲761番 4	東温市田窪1009番地11 丹 生 谷 育

○愛媛県告示第 138 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市下柏町字六反地 904 番 4

- 2 申請人の住所氏名
四国中央市寒川町3612番地
有限会社四国リパブル
代表取締役 飛鷹 節夫
- 3 図面省略

○愛媛県告示第 139 号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県

規則第42号) 第5条第6項の規定により告示する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
大第 1号	大洲市大洲690番地の1	大洲市	売りさばき所 大洲市役所	売りさばき所 大洲市役所、同平野支所、同菅田支所、同大川支所、同新谷支所、同三善支所、同八多喜支所、同上須戒支所	平成16年 12月15日
大第 15号	大洲市東大洲1686番地1	大洲交通安全協会	売りさばき人 大洲市東大洲1686番地1 大洲交通安全協会 売りさばき所 大洲市東大洲1686番地1 大洲警察署内	売りさばき人 大洲市大洲636番地1 大洲交通安全協会 売りさばき所 大洲市大洲636番地1 大洲警察署内	平成14年 10月28日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 1月12日	特定非営利活動法人 ふくふくの会	竹 林 健 二	越智郡上島町弓削上弓削3番地	この法人は、在宅で援助が必要な高齢者、乳幼児、児童やその家族、その他手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合い精神のもとに、地域に根ざした福祉サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき、東温市に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定(重信町)(昭和47年11月14日付け公告)及び農業振興地域の指定(川内町)(昭和48年9月18日付け公告)の全部を次のように改正する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 名称

東温地域

2 区域

東温市のうち、次の図面の赤色で着色した部分(都市計画法(昭和43年法律第100号)の市街化区域、愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の県立自然公園の特別地域の一部及び農用地等として利用できない森林)を除いた区域

(図面省略)

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局に備えて縦覧に供する。

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

第6条第1項の規定に基づき、久万高原町に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定(久万町)(昭和45年3月31日付け公告)、農業振興地域の指定(面河村)(昭和47年11月14日付け公告)、農業振興地域の指定(美川村)(昭和48年9月18日付け公告)及び農業振興地域の指定(柳谷村)(昭和48年9月18日付け公告)の全部を次のように改正する。

平成17年 1月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 名称

久万高原地域

2 区域

久万高原町のうち、次の図面の赤色で着色した部分(都市計画法(昭和43年法律第100号)の用途地域、愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の県立自然公園の特別地域の一部及び農用地等として利用できない森林)を除いた区域

(図面省略)

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局に備えて縦覧に供する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 1月21日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

**愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則
及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に
関する規則の一部を改正する規則**

(愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則(平成13年愛媛県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「居相町」の下に「、居相一～六丁目」を加える。

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の⁽⁹⁾の表石井交番の項位置の欄中「松山市居相町」を「松山市居相四丁目」に改め、同項所管区の欄中「居相町」の下に「、居相一～六丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成17年 1月31日から施行する。

